成田市公告第６８７号

制限付一般競争入札（事後審査型）について

制限付一般競争入札（事後審査型）を次のとおり実施する。

令和　８年１０月　７日

成田市長　　小　泉　一　成

１　入札に付する事項

（１）件名

庁用車借上（２８号車）

（２）納入場所

成田市花崎町７６０番地

（３）リース開始日

令和９年３月１日（月）から令和９年３月３１日（水）までの間

（４）リース期間

自動車検査証の車両登録日から６０ヵ月

（５）賃貸借物件の概要

仕様書に示すとおり

（６）発注部署

総務部　管財課

（７）入札形態

電子入札（ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。）

（８）予定価格

落札者の決定後に公表

２　入札参加に必要な資格に関する事項

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

（１）本件の公告の日から開札の日までの令和８・９年度成田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「物品」部門「リース」として登載されている者。

（２）本件の公告の日から開札の日までに、成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により、指名停止措置（措置要領制定以前の成田市建設工事指名業者選定基準の規定による指名停止措置を含む。）、又は成田市契約に係る暴力団対策措置要綱の規定による入札参加除外を受けていない者。

（３）本件の公告の日から開札の日までの資格者名簿に、所在区分が市内業者、準市内業者、県内業者又は県外業者として登載されている者。

（４）地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けて２年間を経過しない者又は本件の開札日前６か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。

イ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

（５）本件の開札の日の前日において、自らの責めに帰すべき事由により成田市発注の物品の納入を履行期間内に完了していない者又は賃貸借契約の目的物の引渡しを遅延している者でないこと。

３．仕様書等の閲覧

ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）よりダウンロードして行う。

４．仕様書等に対する質問

（１）質問期限　　令和８年１０月１３日（火）正午まで

（２）方法　　E-mailにより質問書を提出すること。ただし、E-mailが利用できない場合は、契約検査課に事前に電話で連絡したうえ、ＦＡＸで提出するものとする。

E-mail:nyusatsu@city.narita.chiba.jp

TEL:0476-20-1515　FAX:0476-24-1655

（３）回答日　　令和８年１０月１５日（木）中に、入札情報サービスに掲載する。

５．入札参加資格の申請等

本件の入札参加を希望する者は、電子入札システムの競争参加資格確認申請書に誓約書（入札情報サービスからダウンロード）を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、本件は事後審査であるが、当該手続きは

必ず行うこととし、提出期間内に本手続きを行わない場合にあっては、当該入札に参加することができない。

（１）競争参加資格確認申請書の提出期限　令和８年１０月１６日（金）午後３時まで

（２）競争参加資格確認申請書の受付

電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出した者（以下「入札参加希望者」という。）に対して競争参加資格確認申請書受付票を発行する。

（３）入札参加資格の確認

受付票を発行した後、入札参加希望者について、「２　入札参加に必要な資格に関する事項」の（１）から（３）に規定する資格の有無について確認し、令和８年１０月１９日（月）までに競争参加資格確認通知書を電子入札システムにより発行する。

なお、本件は事後審査方式であり、本通知によって全ての資格要件を確認及び承認したものではない。

（４）紙による入札参加

システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承諾を得て紙による入札に変更することができる。この場合、「競争参加資格確認申請書兼紙入札方式参加承諾願」に必要事項を記入し、（１）の提出期限までに契約検査課窓口まで提出すること。

６．入札保証金について

入札保証金は免除する。ただし、本市が令和　６年度以降に実施した入札において、落札者となりながら公告に定める時期までに本市と契約を締結しなかったことがある者は、入札保証金を納付しなければならない。

（１）入札保証金の額

入札に参加する者の見積りに係る入札金額（消費税を含む。入札書に入力する金額ではないため、注意すること。）の１００分の５以上とする。

なお、成田市財務規則（昭和４４年規則第１３号。以下同じ。）第９２条第１項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

また、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出することで入札保証金を免除するものとする。この場合の保証期間は令和８年１１月１３日（金）までとする。

（２）入札保証金の納付等に係る書類の提出期限

令和８年１０月２２日（木）午後３時まで

（３）場所及び方法

成田市総務部契約検査課に持参により提出すること。

①　現金の場合

成田市総務部契約検査課で発行する納付書を使用して最寄りの金融機関から納付し、領収書を持参すること。

②　成田市財務規則第９２条第１項各号に該当するその他の有価証券等の場合

担保価値は、以下に定めるとおりとし、担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。アからオまでに規定する有価証券は成田市会計管理者に対し納めるものとし、交付を受けた入札保証金納付済書を持参すること。カに規定する金融機関がする保証については金融機関が発行する保証書を持参すること。

ア　国債又は地方債

時価の１０分の８の額又は額面金額の１０分の８の額のいずれか低いほうの額

イ　金融機関に対する定期預金債権

額面金額

ウ　特別の法律による法人の発行する債券

時価の１０分の８の額又は額面金額の１０分の８の額のいずれか低いほうの額

エ　市長が確実であると認める社債

時価の１０分の８の額又は額面金額の１０分の８の額のいずれか低いほうの額

オ　金融機関が振り出し、又は支払保証をする小切手

小切手金額

カ　金融機関がする保証

保証する金額

③　入札保証保険の場合

保険会社が発行する入札保証保険証券を持参すること。

（４）入札保証金の還付

入札保証金は、開札が完了したとき又は入札を中止したとき還付する。ただし、落札者については、契約を締結した後に直ちに還付する。

７．入札辞退

（１）入札書受付開始時間から締切時間前までに入札を辞退する場合は、理由を入力して電子入札システム上から辞退の手続きを行う。

（２）入札書提出後開札時間前までに辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡の上、書面にて入札辞退届を提出する。

８．入札

（１）入札期間　　令和８年１０月２０日（火）午前８時から同月２２日（木）午後４時まで

（２）方法　　電子入札システム「入札状況一覧」において、本件名の「入札書」に、下記に定める必要書類を添付して提出すること。

（３）添付書類　　「内訳書」に必要事項を入力したもの

９．入札に関する注意事項

（１）入札書に記載する金額は賃貸借月額（消費税及び地方消費税の額を含まない）に賃貸借月数を乗じ得られた金額を記載すること。

（２）入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の１１０分の１００に相当する金額を「入札書」に入力すること。

（３）次の一に該当する入札は、無効とする。

ア　必要事項を欠く入札書

イ　明らかに談合であると認められる入札書

ウ　他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして参加した入札書

エ　開札日より前に有効期限が切れるＩＣカードで行った入札書

オ　開札時に「内訳書」が添付されていない入札書

カ　「内訳書」の一部が未入力である入札書

キ　当該入札以外の「内訳書」が添付されている入札書

ク　「入札書」の入札金額と「内訳書」の合計金額が一致しない入札書

ケ　入札保証金の納付が必要な者が行った、期限までに入札保証金の納付等に係る書類が提出されなかった入札書

コ　入札保証金の納付が必要な者が行った、入札保証の額が入札金額（消費税を含む）の１００分の５に満たなかった入札書

サ　電子入札案件に紙入札で参加するものにあっては、前各号のほか次のい

ずれかに該当する入札書

① 金額の記入がないあるいは金額を訂正した入札書

② 記名押印を欠く入札書

③ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札書

シ その他市長が定める入札条件に違反した入札書

（４）入札の回数は、１回とする。

（５）落札となるべき同価の入札者が２者以上のときは、電子入札システムによるくじ引きにより落札者を決定する。

（６）電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、開札日時を延期し、又は用紙による入札に変更することがある。

（７）入札参加希望者にシステムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、本市の承諾を得て紙による入札に変更することができる。この場合、「紙入札方式参加承諾願」に必要事項を記入し、入札期限までに契約検査課窓口まで提出すること。

（８）紙入札が認められたものは、「入札書」及び「内訳書」を封筒に入れて封印し、入札期限までに契約検査課窓口に提出すること。

１０．開札

（１）日時　　令和８年１０月２３日（金）午前１０時１８分

（２）場所　　開札室

１１．契約締結時期

落札者の決定後７日以内に契約を締結しなければならない。

１２．契約保証金について

免除

１３．その他

（１）電子入札システムの稼動時間は、午前８時から午後１２時までとする。ただし、システムメンテナンス等により、システムを中止することがある。この場合、ちば電子調達システムに情報を掲載するものとする。

（２）入札書の提出は、締切日時に間に合うよう余裕を持って行うこと。操作の途中で締切日時になると提出できなくなるので注意すること。

（３）入札した者は、入札後仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（４）入札執行は、本市の都合又は入札を公平に執行することができないと認めるときは、延期又は取りやめることがある。この場合において、異議を申し立て

ることはできない。

（５）事業協同組合等が入札に参加する場合は、当該組合等の構成員は、単独で入札に参加することはできない。

（６）官公庁等とは、国等（各省庁、独立行政法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に規定する機関およびこれに準ずる機関））、県等（都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市、都市整備公社）及び市町村等（市町村（政令指定都市を除く）、以下ａ～ｃのいずれかの団体（ａ．地方自治法に基づく一部事務組合、ｂ．公有地の拡大の推進に関する法律に基づく市町村公社、ｃ．市町村が設立に際し、基本財産の全部または一部を拠出している公益法人（平成２０年１２月１日以降設立された公益財団法人または同年１１月３０日まで財団法人（特例民法法人）であったもの））とする。

（７）この入札に係る契約は、地方自治法第２３４条の３に規定する長期継続契約であり、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算を減額し、又は削除した場合、市長は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

（８）その他、成田市電子入札約款のとおりとする。